

平成23年度県立高校入学者選抜概要

《特色選抜》

- すべての高校（全日制課程のみ）で実施します。
- 実施概要一覧（6～17ページ）の「特色選抜の趣旨」で、各高校がどのような生徒を求めているのかを示しています。
- 募集人員や検査方法、調査書の取扱い等は、各高校によって異なります。中学生が自分の興味・関心、将来の夢・希望や進路に基づいて志願する高校を主体的に選択できるよう、実施概要一覧を参考にしてください。
- 「特色選抜」の一環として「スポーツ選考」を実施する学校があります。

1 検査の種類

各高校は、次の4種類の検査のうちから2つ以上を選んで実施します。

学 力 検 査

実施する教科や出題形式、日程は、各高校が決めます。

県教育委員会が作成する問題（国語、数学、英語の3教科：各40点満点）を使用する高校と問題を独自に作成する高校があります。

ただし、県教育委員会が作成した問題について、各高校が重視する教科又は全教科に加重配点する場合があります。

作 文・小論文

学校・学科（コース）の特色に応じた課題を設定して実施します。

面 接

個人面接、集団面接、討論形式などの面接を実施します。

受検生から事前に提出された自己アピール文を資料として、面接を実施します。

ただし、この自己アピール文そのものは点数化しません。

実 技 検 査

芸術、体育に関する実技などの検査を実施します。

- ◇ 実施する各検査の合計点を検査成績とします。

2 調査書の取扱い

調査書点（各教科15点満点で9教科合計135点満点）に、各高校が重視する教科に加重配点する場合があります。

また、体育に関する学科では、「特技に関する記録〔体育〕」（体育的活動の成果に関する客観的な資料）を提出し、それを点数化し、調査書点に加算します。

- ◇ 調査書点、又は調査書点に加重配点や加算を行ったものを調査書成績とします。

3 合否の判定

検査成績、調査書成績及び調査書のその他の記載事項を資料として、総合的に合否を判定します。

- ◇ 特色選抜で合格した場合は、必ず入学するものとします。

ス ポー ツ 選 考

「スポーツ選考」実施校において、「高校入学後、指定された運動部に所属し、3年間継続して活動する意欲がある者」を対象として、各高校が定めた人員を選抜します。

この選考を希望する者は、「特技に関する記録〔体育〕」を提出する必要があります。

- 資料の取扱い…「スポーツ選考」実施校においては、「特技に関する記録〔体育〕」を点数化したものを、調査書成績に加算します。
- 合 否 の 判 定…「特技に関する記録〔体育〕」の提出者だけを対象に、調査書成績、検査成績及び調査書のその他の記載事項を資料として、総合的に合否を判定します。

《一般選抜》

- 既に公立高校に合格している者は、出願できません。
- 特色選抜等による合格者数が募集人員に満たなかったすべての高校において実施します。

- 1 国語、社会、数学、理科、英語の5教科の学力検査（各50点満点）を実施します。
面接を実施する高校があります。（面接は点数化しませんが、選抜の資料となります。）
- 2 学力検査点、調査書点ともに、各高校が重視する教科又は全教科に加重配点する場合があります。
◇ 学力検査の合計点又は加重配点した後の学力検査の合計点を**学力検査成績**とします。
- 3 調査書成績、学力検査成績及び調査書のその他の記載事項を資料として、総合的に合否を判定します。

《第2次募集による選抜》

- 既に公立高校に合格している者は、出願できません。
- 特色選抜及び一般選抜等による合格者数が募集人員に満たなかったすべての高校において実施します。

- 1 国語、社会、数学、理科、英語の5教科の学力検査（各50点満点）及び面接を実施します。
（面接は点数化します。）
実技検査を実施する高校があります。
- 2 学力検査成績、面接の得点及び実技検査の得点（実施校のみ）を資料として合否を判定します。
調査書は選抜資料に用いません。

〔入学者選抜モデル〕 例えば、次のような入学者選抜が行われます。

